

## 地方交付税法の主旨に反する地方交付税の削減に対する意見書

地方は厳しい財政状況の中、地域経済の活性化に取り組みながら、国をはるかに上回る行財政改革に努力してきた。にもかかわらず、国が国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与の削減を求め、それを前提として地方交付税の給与関係経費を削減したことは大きな問題がある。

地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものである。しかしながら、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹にかかわる問題であるとともに、地方分権の流れに逆行するものである。ましてや、国の政策目的を達成するための手段として地方交付税を用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきでない。

今回の地方交付税の削減措置は、財政力の弱い団体ほどその影響を大きく受けることになるだけでなく、これによって地方公務員の給与が削減されることで、中小・地場産業で働く労働者にも影響が及び、地域経済の疲弊を深刻なものにするなど、「デフレ脱却」に逆行する。

よって、国に対し、下記の事項を強く要望する。

### 記

- 1 地方の固有財源である地方交付税について、法の主旨にのっとり、その用途を限定しないこと。
- 2 国と地方の信頼関係を重視する立場から、地方との十分な協議を経ないまま、地方交付税を一方的に削減するといった地方交付税法の主旨に反する行為は行わないこと。
- 3 本来、給与は地方公務員法により、個々の自治体の条例に基づき、自主的に決定されるものであり、その自主性を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月21日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	平 田 健 二 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿
総 務 大 臣	新 藤 義 孝 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿